

お申込みにあたっての留意事項

金融サービスの提供に関する法律に基づき重要事項をご説明するものです。三菱UFJ信託銀行の財形貯蓄にお申込みいただく際には、事前に以下の内容をご確認ください。

(1)財形信託、財形年金信託、財形住宅信託をお申込みのお客様へ

- ①市場金利に合わせて金利が変動する、金銭信託にて運用を行います。金銭信託は、貸出金や値動きのある有価証券等への運用を行いますが、運用資産の状況等により元本を下回る場合も、当社が元本補填契約で補填します(元本保証)。また、預金保険制度の対象となっていますので、万一当社が払戻しを停止した場合においても預金保険の保険金の範囲内までは保護されます。なお、利益補足契約はありません。
- ②お積立期間が7年未満で払戻しの場合は、原則、当社所定の解約手数料がかかります。
- ③財形年金信託の場合、1回あたりの年金支払額は、変動金利という信託商品の特性から予想配当率で算出しております。従いまして、公的年金とは異なり、配当率の変動により信託金の残高が不足した場合には、当初予定した支払期間が短縮され、お支払いが終了することがあります。
- ④財形住宅信託および財形年金信託の場合、勤労者財産形成促進法で定める要件以外のお出しは、原則として出来ません。やむを得ない場合は解約扱いとなって手数料がかかる場合があるうえ、払出日にお受取りになる利子等と、払出日の5年前応当日以降にお受取りになった利子等とが課税扱いとなることがあります。

(2)財形預金、財形住宅預金をお申込みのお客様へ

- ①積立時の利率が満期まで適用される、固定金利の定期預金(5年もの)で運用します。利息は半年複利で計算され、満期時に元金に組み入れて自動継続します。
- ②元本保証商品です。預金保険制度の対象となっていますので、万一当社が払戻しを停止した場合においても預金保険の保険金の範囲内までは保護されます。
- ③満期前に中途解約する場合、積立時の約定利率から算出した当社所定の中途解約利率を適用します。
- ④財形住宅預金の場合、勤労者財産形成促進法で定める要件以外のお出しは、原則として出来ません。やむを得ない場合は解約扱いとなるうえ、払出日にお受取りになる利子等と、払出日の5年前応当日以降にお受取りになった利子等とが課税扱いとなることがあります。

以上